

伊那市認定地域クラブ活動の認定に関する要項

(目的)

第1条 この要項は、伊那市立中学校における学校部活動の地域クラブ活動への展開を進めるにあたり、地域において中学生に対して適切な活動を提供する団体等を認定地域クラブ活動として伊那市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認定及び支援することにより、中学生の地域における安心かつ安全で学びを広め深めるスポーツ及び文化芸術活動に係る環境の充実を図るとともに、生涯学習社会の発展に資することを目的とする。

(認定対象団体)

第2条 認定地域クラブ活動の認定を受けることができる団体等は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 次に掲げる要件のいずれにも該当する組織の運営がなされていること。

ア 学校部活動が展開した地域クラブ活動であること。

イ 営利目的とした活動を行わないこと。

ウ 参加を希望する市内在住の中学生の全員を受け入れること。

エ 市内の中学生が複数名在籍していること。ただし、教育委員会が特に認める場合は、この限りではない。

オ 長野県中学生期のスポーツ・文化芸術活動指針（令和6年3月長野県教育委員会策定）、長野県地域クラブ活動推進ガイドライン（令和6年3月長野県教育委員会策定）、伊那市立中学校部活動運営方針（令和2年4月策定）及び伊那市立中学校部活動地域移行に係る推進計画（令和6年12月策定）に準拠するとともに規定を遵守していること。

カ 次に掲げる要件を満たす規約等を作成及び運用していること。

(ア) 入退会及び会費に関する事項が規定されていること。

(イ) 以下に準ずる役員を置くことが規定されていること。

a 代表及び副代表

b 会計

c 監事

d 指導者

(ウ) 規約等の改廃に関する事項が規定されていること。

(エ) 監査及び会計報告に関する事項が規定されていること。

キ 指導者及び地域クラブ活動参加者等の事故等を補償する傷害保険等に加入していること。

ク 持続可能な地域クラブ活動を目指し、民主的で透明性の高い運営をしていること。

ケ 地域クラブ活動参加者が、当該地域クラブ活動に係る全ての責任は当該地域クラブ活動に帰属することを理解していること。

コ 原則として市内での活動を主としていること。

サ 指導者及び代表者等は、関係機関が開催する指導者研修等を受講し、その成果を地域クラブ活動の運営に活かしていること。

シ 代表者等は、教育委員会等が招集する会議に出席し、提示された役割を果たすこと。

ス 公序良俗に反する行為及び言動をしないこと。

(2)次に掲げる事項に留意した活動及び指導を実施していること。

ア 本市の教育理念「はじめに子どもありき」に基づいた活動

イ 地域クラブ活動参加者の発達段階及び心身の健康状態並びに気象状況及び施設状況等の環境に配慮した活動

ウ 緊急時の連絡体制の整備及び地域クラブ活動参加者の安全の確保

エ 関係する全ての者の人権を尊重した活動

(支援の内容)

第3条 第5条の決定を受けた認定地域クラブ活動は、教育委員会から次に掲げる支援を受けることができる。

(1) 学校施設の優先的使用

(2) 指導者及び代表者等に対する研修の受講

(3) 組織の運営についての相談

(4) 前3号に掲げるもののほか、認定地域クラブ活動の運営に必要な支援

(認定の申請)

第4条 認定地域クラブ活動の認定を受けようとする団体等（以下「申請者」という。）は、伊那市認定地域クラブ活動認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

(1) 当該団体の規約等

(2) 役員、指導者及び会員名簿

(3) 活動計画書及び予算書

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類

(認定地域クラブ活動の決定)

第5条 教育委員会は、前条に規定する申請があった場合において、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて聞き取り等の調査を行い、認定の可否を決定し、伊那市認定地域クラブ活動決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

2 前項の認定の期間は、当該認定をした日から当該認定をした日の属する年度が終了する日までとする。

(変更の届出)

第6条 認定地域クラブ活動は、認定を受けた事項に変更が生じた場合は、伊那市認定地域クラブ活動変更届出書（様式第3号）により、速やかに教育委員会に届け出るものとする。

(認定の取消し)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、認定地域クラブ活動の認定を取り消すことができる。

- (1) 第2条に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により認定の決定を受けたとき。
- (3) 法令に違反し、又は認定地域クラブ活動としてふさわしくない非行があったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が不適當であると認めたとき。

(補則)

第8条 この要項に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

様式第1号（第4条関係）

伊那市認定地域クラブ活動認定申請書

年 月 日

（宛先）伊那市教育委員会

申請者 住所 _____
 団体名 _____
 ふりがな _____
 代表者 _____
 連絡先（電話） _____
 (E-mail) _____

認定地域クラブ活動の認定を受けたいので、裏面事項を確認の上、申請します。

1	団体事務局	所在地			
		担当者氏名			
		電話			
		E-mail			
2	指導者名 (資格)	氏名	資格	有() 無	
3	活動(種目)名				
4	活動内容				
5	地域クラブ活動 参加者数 (名簿を添付)	地域クラブ活動参加者数:			
		内 中学生数:			
		(中学校名)			
		内 小学生数:			
6	参加対象者				
7	主な活動場所				
	主な活動日時				
8	必要経費				

※処理欄

右のとおり処理してよろしいでしょうか。

認定 可 否

決 裁	教育長	教育次長	課長	補佐	係長	係	受付

※次の認定要件について、当てはまることを確認してください。（確認し、□に✓を入れる）

1 組織に関すること

- (1) 学校部活動が展開した地域クラブであること。
- (2) 営利目的とした活動を行わないこと。
- (3) 参加を希望する市内在住の中学生の全員を受け入れること。
- (4) 市内の中学生が複数名在席していること。ただし教育委員会が特に認める場合はこの限りではない。
- (5) 長野県中学生期のスポーツ・文化芸術活動指針（令和6年3月長野県教育委員会策定）、長野県地域クラブ活動推進ガイドライン（令和6年3月長野県教育委員会策定）、伊那市立中学校部活動運営方針（令和2年4月策定）及び伊那市立中学校部活動地域展開に係る推進計画（令和6年12月策定）に準拠するとともに規定を遵守していること。
- (6) 次に掲げる要件を満たす規約等を作成及び運用していること。
 - ・入退会及び会費に関する事項が規定されていること。
 - ・以下に準ずる役員を置くことが規定されていること。
代表、副代表、会計、監事及び指導者
 - ・規約等の改廃に関する事項が規定されていること。
 - ・監査及び会計報告に関する事項が規定されていること。
- (7) 指導者及び地域クラブ活動参加者等の事故等を補償する傷害保険等に加入していること。
- (8) 持続可能な地域クラブ活動を目指し、民主的で透明性の高い運営をしていること。
- (9) 地域クラブ活動参加者が、当該地域クラブ活動に係る全ての責任は当該地域クラブ活動に帰属することを理解していること。
- (10) 原則として市内での活動を主としていること。
- (11) 指導者及び代表者等は、関係機関が開催する指導者研修等を受講し、その成果を地域クラブ活動の運営に活かしていること。
- (12) 代表者等は、教育委員会等が招集する会議に出席し、提示された役割を果たすこと。
- (13) 公序良俗に反する行為及び言動をしないこと。

2 活動及び指導に関すること。

- (1) 本市の教育理念「はじめに子どもありき」に基づいた活動
- (2) 地域クラブ活動参加者の発達段階及び心身の健康状態並びに気象状況及び施設状況等の環境に配慮した活動
- (3) 緊急時の連絡体制の整備及び地域クラブ活動参加者の安全の確保
- (4) 関係する全ての者の人権を尊重した活動

上記の要件について、全てに該当することを確認しました。

年 月 日

団体名

代表者名（自署）

様式第2号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

伊那市教育委員会 印

伊那市認定地域クラブ活動決定通知書

年 月 日付けで申請のあった伊那市認定地域クラブ活動認定については、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 団 体 名

2 代 表 者

3 認定の可否

様式第3号（第6条関係）

伊那市認定地域クラブ活動変更届出書

年 月 日

（宛先）伊那市教育委員会

申請者 住所 _____
 団体名 _____
 ふりがな _____
 代表者 _____
 連絡先（電話） _____
 (E-mail) _____

次のとおり変更がありましたので、伊那市認定地域クラブ活動の認定に関する要項第6条の規定により届け出ます。

1	団体名	旧	
		新	
2	代表者	旧	氏名
		新	住所
			氏名
			連絡先（電話）
			(E-mail)
3	団体事務局	旧	担当者名
		新	住所
			担当者名
			連絡先（電話）
			(E-mail)
4	その他	旧	
		新	

※処理欄

決 裁	教育長	教育次長	課長	補佐	係長	係	受付